

制度内容一覧

制度名	保障の主な内容	加入要件	加入対象者	退職後の 取扱いについて		配当金*	ページ
				継続最高 (可能) 年齢	満了時 年齢		
ライフサポート制度	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。（生保部分） ●急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより通院をした場合、保険金をお支払いします。（損保部分） ●日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。（損保部分） 	単独加入可能	本人 配偶者 子ども	生保部分 80歳	生保部分 81歳	生保部分 ○	9~12
New 就業不能サポート制度	<ul style="list-style-type: none"> ●就業不能状態が不支給期間を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。 	ライフサポート制度（生保部分）へのご加入が条件	本人	取扱いなし		○	13~14
新医療サポート制度	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで入院した場合、給付金をお支払いします。 ●入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。 ●先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。 <small>対象となる先進医療についてはP33~P34の給付金に関するご注意をご確認ください。</small>	ライフサポート制度（生保部分）へのご加入が条件	本人 配偶者 子ども	69歳	70歳	×	15
医療保障保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。 	ライフサポート制度（生保部分）へのご加入が条件	本人 配偶者 子ども	69歳	70歳	○	16
重病克服支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。 ●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。 ●特約を付加した場合、7大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度硬変）および悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。 	ライフサポート制度（生保部分）へのご加入が条件	本人 配偶者	69歳	70歳	×	17~18
総合医療保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。（生命保険部分） ●三大疾病（がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中）による入院の場合、お支払日数の限度はありません。（生命保険部分） ●所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。（生命保険部分） ●三大疾病による手術、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、生命保険部分に上乗せして保険金をお支払いします。（損害保険部分） ●所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。（損害保険部分） 	ライフサポート制度（生保部分）へのご加入が条件	本人 配偶者 親	69歳	70歳	×	19~20
リビングリスク総合補償制度	<ul style="list-style-type: none"> ●急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。 ●日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。 	ライフサポート制度（生保部分）へのご加入が条件	本人 配偶者 子ども	69歳	70歳	×	21
給付継続コース	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。 ●保険年齢70歳までの保障が準備できます。 	ライフサポート制度（生保部分）へのご加入が条件	本人 配偶者	69歳	70歳	×	22
療養収入補償制度・長期療養収入補償制度	既加入者専用コースのため新規加入できません。		本人	取扱いなし		×	25

*詳細は記載ページをご覧ください。

●ライフサポート制度（生保部分）、就業不能サポート制度、医療保障保険制度はそれぞれ1年ごとに収支計算を行って剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みとなっております。

●ライフサポート制度、新医療サポート制度、医療保障保険制度、重病克服支援制度、総合医療保険制度の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
●給付継続コースの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた日の前日までです。更新日時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

●ライフサポート制度（損保部分）、リビングリスク総合補償制度の記載年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。

●ライフサポート制度（生保部分）、新医療サポート制度、医療保障保険制度、重病克服支援制度、総合医療保険制度、給付継続コースについては保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。